⑤税務課 内線2138 内線2133

				<del></del>
制度名	内容	対象者	手続きに必要なもの	問合せ
市民税・県民税の非課税	障害を有する方で、前年の合計所得金額が135万円以下である方は、市民税・県民税は課税されません。	○身体障害、知的障害、精神障害 害、精神障害 ※上記の手帳をお持ちの方 で要介護認定を受けている方で調定で「障除が変すを受ける方を受ける方でを対象者認定でいる方ではいる方。 ※適用を受ける年度の前年の12月31日の状況により判定。	申告(市民税・県民税) に必要なものは税務 課へお問い合わせく ださい。 ※ただし、所得税の確 定申告をされた方 や、勤務先や年金す 務にでしておいり、 活しておいり、 ではなどなるのである。	
市民税・県民税の所得控除	本人には、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	○身体 学書記の方護る除の 大ち要で大力を を「者書」、 を「者をでする。 のがでするでは、 のがでするででででででででででででででででででででででででででででででででででで	給与や年金の支払 報告書が提出され ている方は、申告の 必要はありません。	(i)
軽自動車税 (種別割)の 減免	障害を有する方などが所有する軽自動車は、申請することで軽自動車税(種別割)が減免となります。 ※申請は軽自動車税(種別割)の納期限までです。 (通常5月31日)	〇身体障害、知的障害、知時害 害、精神障害 ※上記の方。ただり ちの方。ただ別に ちの方のでありい 場合があります。 場合がありまける はください。 ※適用を受ける年度 の4月1日の状況に より判定。	1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 2 運転する方の運転免許証 3 納税義務者のマイナンバーのわかるもの 4 自動車検査証(車検証)	